



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

10

2019

いつもお世話になっております。

秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな季節になってきました。
いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします

トピックス 10月から適用されるマイホームの特例 消費税増税と住宅関連

今月10月1日より消費税率10%へ引き上げられました。そして軽減税率の導入、9か月間限定のポイント還元事業に伴い、小売店での混乱は想像を絶するものがあります。税率の引き上げに伴う事業者への過剰ともいえる負担は、過去の消費税率の改正の中で、最も重いものではないでしょうか。今回、税率引き上げの影響の大きい住宅については、税制上の対策だけでなく、税制以外の対策も取られていますのでご紹介します。

●住宅についての税制上の対策措置

①住宅ローン控除等の拡充（所得税）

消費税率10%の適用を受ける住宅の取得等については、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅ローン控除の適用期間が10年間から13年間に延長されます。

②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠の拡充（贈与税）

直系尊属からの贈与により取得した住宅取得等資金で一定の要件を満たすものについては、非課税限度額までの金額について贈与税の課税価格に算入されません。従来の非課税枠は最大1,200万円でしたが、消費税率10%の適用を受ける住宅については、非課税枠が最大3,000万円まで拡充されています。

●税制以外の対策措置

①すまい給付金の拡充

すまい給付金は、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設した制度です。消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月にスタートした制度で、最大30万円給付されるものでした。本年10月の消費税率10%への引き上げ後は、最大給付額が50万円まで増額されます。

新築・中古、住宅ローンの利用の有無にかかわらず給付が受けられますが、収入（都道府県民税の所得割額）によって給付額が変わる仕組みとなっています。

②次世代住宅ポイント制度の創設

次世代住宅ポイント制度とは、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをした人に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。住宅の新

築（貸家を除く）の場合、一戸あたりに発行されるポイントの上限は35万ポイント、住宅のリフォーム（貸家を含む）の場合、一戸あたりに発行されるポイントの上限は30万ポイントです。

トピックス 食べ歩きの消費税率は？

「東京ディズニーランドでミッキー型のワッフルを買い、歩きながら食べたら消費税はいくらになるか」こんな場面を想定したQ&A集を国税庁が作っています。8月1日にも拡充し、並んだ事例は224問になりました。10月の増税で初めて導入される軽減税率の周知のため、ホームページ上で公開中です。

軽減税率は、酒類を除く飲食料品や定期購読の新聞の税率を現行と同じ8%に据え置く制度です。飲食料品はスーパーなどから持ち帰る場合にのみ8%が適用され、店内で飲食すると外食扱いになり税率は10%となります。ただ、持ち帰り店内飲食の線引きがあいまいで、税率に迷うケースもあるため、国税庁では、事業者から寄せられた具体例をもとに、Q&A集で規定を解説しています。

8月には遊園地内の売店で飲食料品を購入した人が、園内で食べ歩いたり、点在するベンチで飲食したりするケースを紹介しました。各売店が管理するテーブルや椅子を使わなければ、「持ち帰り」となり、軽減税率の対象となることを明記しました。「遊園地の施設自体は『店内』に該当するのか」といった事業者の問い合わせに答えた形です。

同様の考え方で、野球場などでも、売店前の椅子などを利用すれば10%ですが、観客席で飲食する場合は軽減税率が適用されます。一方、遊園地内のレストランで飲食したり、野球場や映画館にある個室で飲食メニューを注文したりすれば、10%となるので注意が必要です。

また、ファーストフード店などに多い食事とドリンクのセット商品は、「一つの商品」とみなし、一部でも店内で飲食する場合は、外食扱いとなって10%を適用します。ただ、単品で購入すれば、持ち帰りのハンバーガーは8%、店内で飲むドリンクは10%といった支払いになります。

低所得者の負担軽減をうたって導入される軽減税率ですが、事業者や消費者の混乱はしばらく続くことは必至と言えそうです。

トピックス 10月から（地域別）最低賃金が改正されます

2019年度の地域別最低賃金が、すべての都道府県において決定されました。厚生労働省では、使用者や労働者にそのチェックを促しています。

以下のURLで紹介したページでは、日本地図上で調べたい都道府県をクリックすると、その都道府県の2019年度の地域別最低賃金額と発効年月日が表示されるようになっています。すでにチェックされている方もいらっしゃるかと思いますが、念には念をということで、紹介させて頂きました。

【必ずチェック最低賃金・使用者も労働者も（厚労省）】

<http://pc.saiteichingin.info/>

トピックス 令和元年の公的年金の財政検証 経済成長と労働参加が進めば維持可能 改正は必要か

公的年金制度は長期的な制度であるため、社会・経済の変化を踏まえ、少なくとも5年ごとに、財政検証を実施することとされています。

令和元年（2019年）は、財政検証の年に当たるので、その公表が待たれていましたが、8月が終わる頃に、ようやく、その結果が公表されました。今回の財政検証については、「制度改正の必要性を強調したものとなっている」といった声も聞かれますが……。その概要を紹介し



● 経済成長と労働参加が進むケース（将来の実質経済成長率0.9～0.4%）では？

→ マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**。

● 経済成長と労働参加が一定程度進むケース（将来の実質経済成長率0.2～0.0%）では？

→ 2040年代半ばに所得代替率が50%に到達。その後もマクロ経済スライドによる調整を機械的に続けた場合、その終了時には所得代替率は40%台半ばに。

● 最悪のケース（将来の実質経済成長率▲0.5%）では？

→ マクロ経済スライドによる調整を機械的に続けたとしても、国民年金は2052年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38～36%程度にまで落ち込む。

〈補足〉所得代替率とは、簡単に言えば、

「モデル世帯（夫婦二人）の年金月額÷現役世代の男性の平均月給（手取り）」

また、次のようなオプション試算も行われました。

● オプション試算A（被用者保険の更なる適用拡大を実施したと仮定した場合）

→ これを実施すると、**所得代替率や、基礎年金の水準確保に効果が大きい**。

● オプション試算B（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択【具体的には下記参照】を実施したと仮定した場合）

- ・ 基礎年金の加入期間の延長
- ・ 在職老齢年金の見直し（廃止）
- ・ 厚生年金の加入年齢の上限の引上げ（75歳まで）
- ・ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大

→ これらを実施すると、**年金の水準確保に効果が大きい**。

★ 結局、「経済成長と労働参加が進めば維持可能」で、それを確実にするためには「被用者保険の更なる適用拡大や保険料拠出期間の延長などの制度改正が有効」という結果になっています。政府は、早くも、それらの制度改正の準備を進めていますので、財政検証を利用してその必要性をアピールしたような感は否めませんね……。

被用者保険の更なる適用拡大や厚生年金の加入年齢の上限の引上げは、企業実務にも大きな影響を及ぼしますので、その動向から目が離せません。

 令和2年度の厚生労働省予算の概算要求重点要求に「多様な就労・社会参加の促進」など

毎年8月31日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。

令和2年度（2020年度）の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか。ポイントを紹介します。

—— 令和2年度（2020年度）厚生労働省予算の概算要求 ——

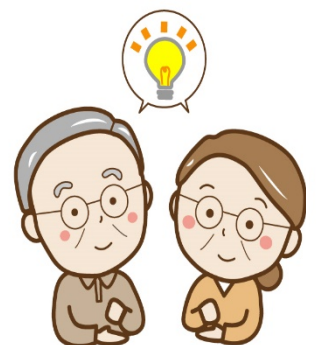
● 一般会計総額は「32兆6,234億円」となっています。

年金や医療、介護など高齢化による社会保障費の増加を見込み、前年度の当初より6,593億円多く計上し、過去最大に！

● 団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の急減する2040年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう、人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を図るため、「多様な就労・社会参加の促進」、「健康寿命延伸等に向けた保健・医療・介護の充実」、「安全・安心な暮らしの確保等」を柱として重点的な要求が行われています。

● その中でも特に「多様な就労・社会参加の促進」が気になるところです。

主な項目には、次のようなものがあります（抜粋）。〔 〕は前年度の概算要求額



- 長時間労働の是正や安全で健康に働ける職場づくり→359億円〔309億円〕
- 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保→1,449億円〔1,223億円〕
- 就職氷河期世代活躍支援プランの実施→653億円〔489億円〕
- 高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進→1,734億円〔1,204億円〕 など

●さらに具体的に、労働・雇用関係の助成金に目を向けると、次のような拡充・創設が予定されています（抜粋）。

- 時間外労働削減、勤務間インターバル導入、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業等及び事業主団体への助成金の拡充
- 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金の拡充
- 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生確保対策を行う企業への助成金の創設 など

★ やはり、最近話題の政策には、多くの予算が要求されていますね。動向をチェックし、正式決定後に改めてご案内します。

トビウゴス 戸籍法改正と相続手続きの円滑化

●戸籍法の一部改正が成立、交付へ

2019年5月24日に戸籍法の一部を改正する法律が成立し、同月31日に交付されました。国民の利便性向上と行政の運営効率化を目的とした今回の改正では、どのようなことが可能になるのでしょうか。

●戸籍法と戸籍事務の電子化

私たちの親族的身分関係を証明する「戸籍」、この戸籍の作成や手続き等について定めた法律が「戸籍法」です。1994年の改正によりコンピューターを使用して戸籍事務を取り扱うこととなり、現在では、全国1896市区町村のうち1893市区町村でこのコンピューター・システムが導入されていますが、各市区町村のシステムがネットワーク化されていないため、私たちが戸籍を請求するためには、本籍地の各市区町村役場で手続きしなければなりません。

たとえば相続手続きで、自分と両親や叔父叔母等親族との身分関係を説明する場合、その親族の各本籍地へ戸籍を請求することになります。本籍地と住所地は別の概念であるため、住所地から遠く離れた場所であることもしばしば。遠隔地であれば郵送で請求することになりますが、郵送の往復期間もあり1通請求するのに数週間を要することもあります。相続手続きの際は、何人もの戸籍を請求しなければなりませんので、とても時間がかかります。

●本籍地以外でも戸籍の取得が可能に

こうした課題を受け、今回の改正では法務省が一括する戸籍データの管理システムを活用することで、本籍地以外の市区町村役場での戸籍請求が可能になります。また、電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行も可能になる予定です。このシステムの具体的な運用開始時期については、交付の日から5年と想定されています。今回の改正により、これまで煩雑で時間のかかっていた戸籍収集の手間が大幅に削減され、相続手続き全体の円滑化にも期待が持てそうです。

お仕事 カレンダー 10月



- | | |
|-------|---|
| 10/1 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全国労働衛生週間(1日から7日) ◎ 定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除 |
| 10/10 | <ul style="list-style-type: none"> ● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 10/31 | <ul style="list-style-type: none"> ● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・翌年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 11月・翌年2月・翌年5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告) ● 労働保険料の納付(延納第2期分) |